

SDGs 開示の基本概念と諸原則

古 庄 修

I SDGs と統合報告

「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2015年に国連総会において全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる世界共通の優先課題およびあるべき姿であり、17の目標と169項目に及ぶターゲットにより構成される。SDGsは、2030年にその目標を達成するために、地球上のすべての国々や人々を対象にした壮大な取り組みとして、「誰一人取り残さない」(2030アジェンダ「宣言」4項)持続可能な社会の実現を掲げている。

日本において「SDGs元年」と称されたのは、日本政府がその方針を明らかにした2016年であった。そこでは、市場経済を通じてSDGsの達成に大きな影響を及ぼしうる企業の積極的な貢献が求められている。だが、その貢献は従前の社会貢献型の取り組みに留まらず、SDGsを成長戦略の一環として本業のビジネスに組み込んでいく発想の転換が強調されているところである。また、投資家サイドにおいても、環境・社会・コーポレートガバナンス(ESG)投資の広がりを背景として、投資を通じて企業の持続可能な成長を後押しし、SDGsに係る成果の測定・評価に基づく継続的な対話(エンゲージメント)が展開されることが期待されている。

SDGsを推進していくための行動指針として、グローバル・レポートング・イニシアティブ(GRI)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)および持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)は、2016年に「SDG Compass」を公

表した。「SDG Compass」は経営戦略のツールとして活用することが想定されており、SDGsを企業の持続可能性に係る戦略的な優先順位および価値創造プロセスと整合させるとともに、主要業績評価指標(KPI)の設定を通じてSDGsへの貢献度の測定・管理を意図している。

「SDG Compass」は、SDGsを認識して企業の果たすべき責任を理解することから、ステークホルダーに対するSDGsに係るパフォーマンスの報告と対話までのプロセスを、以下の5つのステップとして示した(古庄(2019)19-21頁)。

- ①【ステップ1】SDGsを理解する
- ②【ステップ2】優先課題を決定する
- ③【ステップ3】目標を設定する
- ④【ステップ4】経営へ統合する
- ⑤【ステップ5】報告とコミュニケーションを行う

「SDG Compass」は、将来のあるべき姿から自社の現在の課題を導き、目標を定めていく「アウトサイド・イン」の考え方を推奨するものであり、そこでは企業が現状においてできることを出発点とするのではなく、企業の「外」からの視点をもって現状と目標のギャップを解消することで、持続可能な社会への変革を加速させることが企業の貢献として期待されている。

また、2017年には、国際統合報告評議会(IIRC)の「国際統合報告フレームワーク」(以下、「IRフレームワーク」)(IIRC(2013))を基礎として、統合報告(integrated reporting)の開示企業に対しそのレポートングに係る行動のなかにSDGsを組み込む方法についてガイダンスが公表されている(以下、「Adams報告書」という)(古

庄 (2019) 21-25 頁)。すなわち「Adams 報告書」は〈IR〉フレームワークが統合報告書に開示を求める価値創造プロセスにおいてSDGsの17の目標を活用することを企図するものであり、企業がSDGsを踏まえて戦略を策定し、その価値創造ストーリーを説明することに重要な意義を見出している。

「Adams 報告書」においては、「SDG Compass」を敷衍し、〈IR〉フレームワークを基礎とする統合報告を明示的に位置づけたいうえで、価値創造プロセス¹⁾とSDGsを関連づける5つのステップが説明されている。

- ①【ステップ1】組織の外部環境に関連する持続可能な開発課題を理解する
- ②【ステップ2】価値創造に影響するマテリアルな持続可能な開発課題を識別する
- ③【ステップ3】ビジネスモデルを通じてSDGsに貢献するための戦略を展開する
- ④【ステップ4】統合的思考、結合性およびガバナンスを理解する
- ⑤【ステップ5】統合報告書を作成する

本小稿は、「Adams 報告書」に関連する研究資料として、その後2020年に同報告書の主たる著者であり、Durham University Business SchoolのAccounting ProfessorであるAdams, C. A.等によってまとめられた「SDGs開示の勧告」(以下、「SDGD 勧告」という)における基本概念と諸原則を取り上げ、SDGsに係る開示フレームワークの構成と特徴について概説する²⁾。

1) 管理会計の観点から、統合報告における価値創造モデルおよび価値創造プロセスについて詳細に考察した研究書として、伊藤(2021)を参照。

2) 本稿は、「SDG Compass」および「Adams 報告書」について考察した古庄(2019)およびこれを基礎としてSDGsに係る開示実態とマテリアリティ概念の適用をめぐる議論を展開した日本知的資産経営学会第9回年次大会の統一論題報告「持続可能な開発目標と統合報告」を補足する追加的な研究資料として位置づけられる。すなわち、本稿は当該学会報告では取り上げなかったSDGsに係る開示フレームワークである「SDGD 勧告」に焦点をあてる。

II 統合報告とSDGs開示の主題

ディスクロージャー & IR 総合研究所の統合報告の発行状況に関する調査によれば、日本において統合報告書を発行した企業は2021年12月末時点で718社であり、着実に増加傾向にある(図表1参照)。また、前述のIIRCの〈IR〉フレームワークに言及する等、名称のみならず統合的思考に基づく開示(コーポレート・コミュニケーション)であることを表明している統合報告書(狭義の統合報告書)は、約9割の648社に達している(ディスクロージャー & IR 総合研究所(2022)1頁)³⁾。

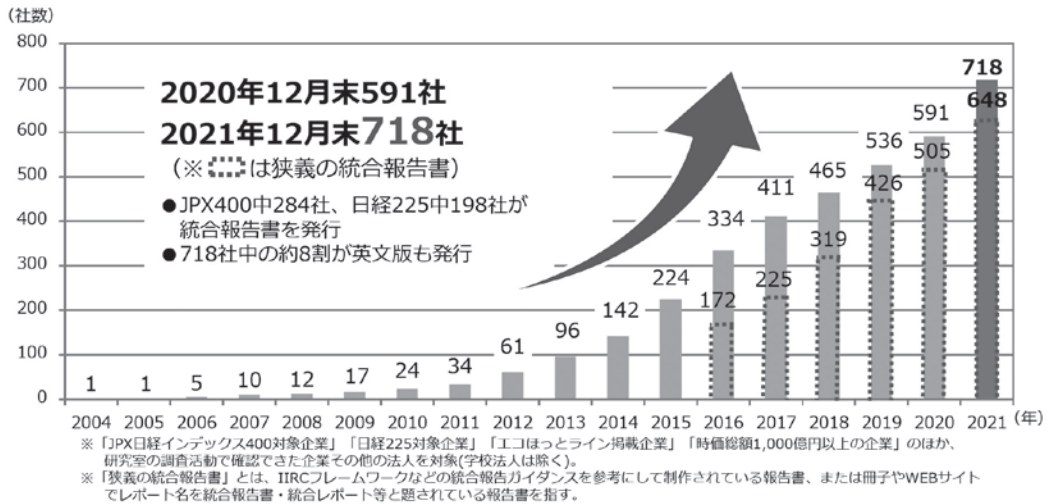
統合報告が求められた背景には、金融・資本市場が短期志向であることをひとつの重大な理由とする、いわゆるリーマンショック以後の世界的な金融危機に対する深い反省、ならびサプライチェーン(供給網)のマネジメントにも影響を及ぼす人権問題や世界各地に顕在化する異常気象を含む地球環境問題に対する企業の社会的責任(CSR)の在り方に対する危機感の広がり等が挙げられる(古庄編著(2018)62-63頁)。

統合報告は、こうした経済環境のグローバルな変化を捉えて、企業経営者自らが従前の経営の在り方を見直す契機となることを意図し、財務資本提供者とりわけ機関投資家が、短期投資から中長期的なりターンおよびリスクと機会要因を重視する長期投資に転換することを促すための持続可能な経済社会の発展に資する新たな改革への取組みでもあった。

統合報告は、従前の投資者向けアニュアルレポートの開示実務において、各国の制度により求められる主として財務情報の開示に留まらず、ESGに係る情報のような非財務情報との統合を目指すものである。前述のIIRCは、かかる国際

3) 日本企業の統合報告書における開示実態とその考察については、例えばKPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン(2022)を参照。

図表1 日本における統合報告書発行企業数



出所：ディスクロージャー & IR 総合研究所（2022） 1頁

的な動向の中心にあってこれまで統合報告実務の発展に主導的な役割を果たしてきた⁴⁾。

統合報告は、統合的思考に基づき、企業の価値創造プロセスに資するすべてのコミュニケーションを意味する。この場合、統合的思考は企業の短・中・長期の価値創造を包括的な観点から捉えた総合的な意思決定および行動の前提となる考え方を意味し、統合報告書は統合報告プロセスの結果として作成・開示されることになる。IIRCは、企業の過去・現在の業績および将来の環境変化に対する適応能力を評価するために必要となる情報は、過去志向の財務情報だけでは不十分であり、ESG情報ないしサステナビリティ情報等の非財務情報を含む広範な開示領域を網羅すべきことを示唆している。

IIRCは、統合報告書を「組織の外部環境を背

景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、および見通しが、どのように短・中・長期の価値創造につながるかについて簡潔なコミュニケーションである」と定義する（IIRC（2013）37頁）。統合報告書の役割は、以下のように要約しうる。

- ①より効率的で生産的な資本の配分を可能とするために、財務資本提供者が利用可能な情報の質を改善する
- ②企業の長期にわたる価値創造能力に大きく影響する要因を伝達するために、まとまりのある効率的な企業報告のアプローチを促す
- ③広範な資本、すなわち財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本および自然資本に係る説明責任および受託者責任を向上させるとともに、当該資本間の相互関係について理解を深める
- ④短・中・長期の価値創造に焦点をあてた統合的思考、意思決定および行動に資する

「SDGD 勧告」は、統合報告を包含し、SDGsに係る企業報告のための最善慣行（best practice）を形成するとともに、その社会的インパクトにより実効性ある報告と透明性を高めるこ

4) IIRCは、2021年1月に改訂版の〈IR〉フレームワークを公表している。なお、IIRCは2021年6月にサステナビリティ会計基準審議会（SASB）と統合し、価値報告財団（VRF）となった。従前の財務報告から、価値報告（Value Reporting）へと向かうこれからの企業報告の方向性については、例えば芝坂（2022）を参照。

とを意図する⁵⁾。すなわち、「SDGD 勧告」は、①組織と社会のための長期的な価値創造に関連するマテリアルな持続可能な開発に係るリスクと機会を識別すること、②SDGsの達成に貢献するために、組織がビジネスの内容と方法を見直すこと、そして③SDGsの達成における含意とインパクトを伝達することにより報告組織 (reporting organizations) を支援する (p.6)。

「SDGD 勧告」は、〈IR〉フレームワークのほか、GRI 基準および気候変動関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 勧告を参照して形成されており、原則主義を基調として、その他の報告フレームワークとの関係による発展が想定されている。

当該勧告は、SDGsに係るすべての開示が当該勧告における基本概念と諸原則に基づくべきことを求めており、SDGsに係る開示の主題として、以下の4つの領域を識別している (図表2参照)⁶⁾。

- ①ガバナンス
- ②戦略
- ③マネジメントアプローチ

⁵⁾ 「SDGD 勧告」の主な利用者として、報告組織とその投資者、その他の重要なステークホルダーおよび保証提供者 (assurance provider) が想定されている。また、SDGsに対するコミットメントを実現するために報告組織と資本市場の支持を求める各国政府にも関連するとされる (p.17)。

⁶⁾ 「SDGD 勧告」において、ガバナンスでは持続可能な開発問題を全体のガバナンスプロセスに取締役会が統合することを説明する等の4項目、戦略では持続可能な開発問題の検討が戦略に与える影響およびSDGsの達成におけるインパクトについて説明する等の2項目、マネジメントアプローチでは持続可能な開発問題とSDGsの検討が組織のプロセスのなかにいかに統合されているかを説明する等の2項目、パフォーマンスと目標では持続可能な開発に対する組織のアプローチと当該組織のビジョンおよびミッションとの関係を説明する等の8項目が、其々具体的に例示されている (12-13頁) が、本稿では割愛した。

「SDGs 勧告」は、アニュアルレポート、統合報告書、戦略報告書 (strategic report) 等においてSDGsに係る開示を簡潔な形で含めるべきであり、より詳細な開示については相互参照方式を示唆している (12頁)。

図表2 SDGs 開示の主題



出所：出所：Adams (2020) p.12

④パフォーマンスと目標

「SDGD 勧告」は、SDGsの達成のために投資と資本市場の転換を求めるものであり、そのためには、会計/財務、サステナビリティおよび戦略機能を担う各専門部署が総合的にこれに関与し、またこれに加えて取締役会 (Board) によるエンゲージメントを求めることによって、「SDGD 勧告」がビジネスモデルおよび投資意思決定の転換が促進されるべきことが示されている (p.7)。

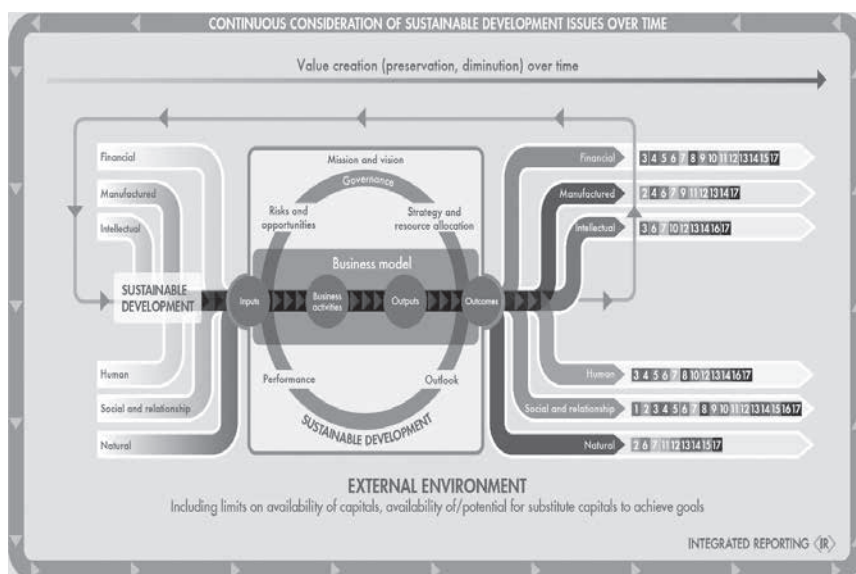
Ⅲ 基本概念

前述のように、「SDGD 勧告」における基本概念と諸原則は、〈IR〉フレームワーク、GRI 基準およびTCFD 勧告から導かれているが、その基本概念については必ずしも一連の開示フレームワークに明示されていない点で、「SDGD 勧告」に固有の概念であると説明される。すなわち、「SDGD 勧告」は、以下の3項目を基本概念として挙げている (pp.8-9)。

(1) 組織と社会のための長期的な価値創造

組織は、組織と社会に対して、組織が創造し、あるいは毀損する価値を通じて財務資本提供者に価値を創出する。かかる価値創造プロセスを通じ

図表3 SDGs と価値創造プロセスの連係



出所：Adams（2020） p.8

て、組織はSDGsの達成において正のインパクト、または負のインパクトをもたらすことになる。SDGsの達成は、財務資本提供者に対する長期的な価値創造にとって重要である。

価値創造プロセスには持続可能な開発に係るリスクと機会を含む外部環境要因の識別と対応が包含される。価値の創造または毀損は、社会・関係資本、自然資本、人的資本、知的資本、財務資本、製造資本等の複数の資本の変換を含むものである。

図表3は、〈IR〉フレームワークを基礎とした組織と社会のための長期的な価値創造プロセスを表しており、前述の「Adams 報告書」から改めて引用された概念図である。アウトカムとして変換された上記6つの資本とSDGsの目標との連係について、「財務資本」は14の目標、「製造資本」は10の目標、「知的資本」は9の目標、「人的資本」は12の目標、「社会・関係資本」は17の目標、「自然資本」は9の目標が其々該当しうることを示している。

（2）持続可能な開発の文脈と関連性

SDGsに係る開示は、組織およびその産業/部門の持続可能な開発の文脈に関連していることを反映すべきである。また、組織の目標(target)に関する情報は、SDGsを支持する目標の文脈のなかで配置されるべきであるとされる。持続可能な開発問題をめぐる組織のプレゼンテーションには、正と負の両面のパフォーマンスとの関係が含まれるが、ここではビジネスの内容と方法を考慮することも必要になる。

SDGsに係る開示は、当該組織の戦略やビジネスモデルを通じてSDGsの達成に貢献しうる組織のアプローチを反映すべきである。そのプロセスをめぐる開示は大部分がナラティブであるべきだが、インパクトに係る開示については定性的、定量的、財務的または非財務的な開示となりうる。

当該基本概念は、GRI 101のサステナビリティの文脈の定義に基づいて構成されているが、ここでは、かかるサステナビリティの文脈に留まらず、戦略とビジネスモデルへのインプリケーションを認識することが求められている。

(3) マテリアリティ

マテリアルな持続可能な開発に係る情報とは、①グローバルなSDGsの達成において組織が創出した正と負のインパクトに関心を有するステークホルダー、および②組織と社会のために長期的な価値を創出する組織の能力に関心を有する財務資本提供者、により導かれる結論に合理的に差異をもたらさうる情報である。

長期的な価値を創造し、価値の毀損を妨げる組織の能力に関連性があるマテリアルな持続可能な開発問題は、財務資本提供者、およびより広く社会に対してリスクと機会をもたらさうる。SDGsの発展を導く持続可能な開発に係る諸問題は、予見不可能であり、組織の管理可能な範囲を超える点で、相互に依存する関係にある。組織は、その内側への影響のみならず、組織の境界の外側にも持続可能な開発の達成をめぐるインパクトをもたらさうる。

当該基本概念において、SDGsに係る開示のためのマテリアリティのアプローチは、GRI 101に示されたアプローチを出発点としながらも、組織と社会に対する長期的な価値創造にとって重要な問題の考慮が経営者および取締役会により補足されるべきことを求めている。

IV 諸原則

「SDGD 勧告」は、8項目をSDGsに係る開示の諸原則として挙げており、以下のように説明している (pp.10-11)。

(1) 戦略的焦点と将来志向

SDGsに係る開示は、SDGsの考慮およびそこに示される持続可能な開発問題を反映し、組織のプロセスに統合されるべきである。これには組織と社会に対する長期的な価値創造をめぐる戦略とビジネスモデルに影響を及ぼさうるリスクと機会を考慮するためのプロセスが含まれることになる。

(2) ステークホルダー包摂性

SDGsに係る開示は、インパクトを与えるコミュニティを含む重要なステークホルダーグループを識別するために、組織のプロセスの結果を反映すべきであり、ステークホルダーの合理的な期待とその利害への対応方法について説明すべきである。

(3) 簡潔性

SDGsに係る開示は簡潔を旨とし、関連性のある情報が曖昧でないことが求められるが、同時に完全性の原則が満たされるべきである。

(4) 情報の結合性

SDGsに係る開示は、SDGsにおける持続可能な開発問題とSDGsの達成に係るインパクトが、組織のなかで①ビジネスモデル、②外部環境におけるリスクと機会の考慮、③価値を創造し、価値の毀損を回避するための戦略、④リスクマネジメント、⑤その他の重要な組織上のプロセス、に統合されることを促進すべきである。

SDGsに係る開示は、組織と社会に対して長期的な価値を創造する組織の能力に影響を与える持続可能な開発問題の相互の依存性と、SDGsの相互の関係性について報告すべきである。

(5) 首尾一貫性と比較可能性

これらの諸原則の適用を通じて生じる変化については開示が求められるので、SDGsに係る開示は時系列に、また組織間で比較可能であるべきである。

(6) 完全性、均衡および理解可能性

SDGsに係る開示は、完全で、均衡を保ち、理解可能であるべきである。当該開示は均衡が保たれた方法で、重要な誤謬がないかたちでSDGsの達成に係るインパクトについて報告すべきである。持続可能な開発の文脈と関連性、およびマテリアリティの基本概念を遵守するために、SDGs

に係る開示においては、組織の境界の外にあるバリューチェーンにおける諸問題とインパクトについて明示する必要がある。

（7）信頼性と検証可能性

SDGsに係る定量的な開示は、信頼性があり、検証可能であるべきである。

（8）適時性

SDGsに係る開示は利用者が適時に情報に精通して意思決定を行うために提供されるべきである。

「SDGD 勧告」における基本概念および当該諸原則については、「SDGD 勧告」が適時性を明示的に含めている点を除けば、〈IR〉フレームワークとの大きな相違点はない。また、GRI 基準との比較においては、「SDGD 勧告」および〈IR〉フレームワークとともに基本概念としてマテリアリティが加えられている点で3者に共通点があるが、他方で、GRI 基準には含まれていない基本概念としての組織と社会に対する長期的な価値創造、原則としての戦略的焦点および将来志向、簡潔性および情報の結合性が「SDGD 勧告」に包含されている点等において、両者の相違点がある。GRI 基準におけるステークホルダー包摂性が明示的に「SDGD 勧告」に含められていることは、〈IR〉フレームワークとのバランスを保ち、戦略的焦点および将来志向を強調する一方で、ステークホルダーに対する開示については一歩踏み込んだ勧告になっていることに「SDGD 勧告」の特徴を見出しうるであろう。

V 結びにかえて

統合報告の核心は、従前のアニュアルレポートの再構成に留まらず、統合報告が触媒となって持続可能な経済社会の構築を志向した統合経営（integrated management）へと発展することに

ある。この点に SDGs が目指すものとの親和性があり、持続可能な社会への「変革」を加速させていくためには、統合報告の作成・開示と、企業が「外」への発信にも取り組む「メッセージとしての経営理念」⁷⁾および SDGs との連係が一層認識される必要がある。

統合報告は、とりわけその報告境界がサプライチェーンにまで広がるグローバルな事業活動を展開する現代企業に対して、統合的思考に基づく経営の在り方を問いかけている。すなわち組織内の連係を分断するいわば縦割りの弊害から脱却し、企業の競争優位性の確保に関連づけた中長期的な価値創造プロセスに係る組織横断的な開示に対応する取組みを通じて、従前のビジネスモデルや戦略の見直しを迫る等、経営者の意識と企業行動それ自体に変革をもたらしうることを強調する。

この点について、競争戦略論で知られる Porter, M. E.=M. R. Kramer (2011) によって提唱された「共有価値の創造」(creating shared value, CSV) は、社会的課題の解決に向けて社会的価値と経済的価値が同時に実現しうることを含意するが、統合報告の基調にある価値創造プロセスにおいては SDGs を志向したあらたな企業観と社会観を共有し、接続する戦略的思考として注目すべきである。「共有価値の創造」が統合報告との連係を通じて実現し、あるいは一層高まるとすれば、レポートは単に企業行動の結果として看做されるべきではない。レポートを通じて企業行動や目標設定に変化が生じ、ひいては広く社会との関係が形成される側面について、今後事例研究を積み重ねて検証すべき追加的な課題があることを再確認しておきたい。

【参考文献】

Adams, C. A. (2017), *The Sustainable Development*

7) 「パーパス経営」の台頭等、企業と社会の関係の在り方についてその再検討がより一層重要になるなかで、「メッセージとしての経営理念」の含意については、北村・三井 (2021) を参照。

- Goals, Integrated Thinking and the Integrated report, IIRC and ICAS.*
- Adams, C. A., Druckman, P. B. and R. C. Picot (2020), *Sustainable Development Goals Disclosure (SDGs) Recommendations*, ACCA, Chartered Accountants Australia and New Zealand, ICAS, IFAC, IIRC, and WBA. (<https://www.integratedreporting.org/>)
- Adams, C. A. (2020), *Sustainable Development Goals Disclosure (SDGs) Recommendations : Feedback on the Consultation Responses*, ACCA, ICAS and WBA. (<https://www.integratedreporting.org/>)
- IIRC (2013), *International <IR> Framework*, IIRC. 日本公認会計士協会 翻訳作業レビュー部会『国際統合報告フレームワーク 日本語訳』(<http://www.theiirc.org/>)
- GRI, UNGC and WBCSD (2016), 『SDG Compass SDGsの企業行動指針—SDGsを企業はどう活用するか—』(<https://sdgcompass.org/>)
- KPMG サステナブルバリュースervice・ジャパン (2022) 『日本の企業報告に関する調査2021』(<https://assets.kpmg/>)
- 伊藤和憲 (2021) 『価値共創のための統合報告—情報開示から情報利用へ—』 同文館出版。
- 北村正仁・三井 泉 (2021) 「「メッセージ」としての経営理念—経営理念研究の新たな視点を求めて—」『産業経営研究』第43号。
- 芝坂佳子 (2022) 「統合報告の力 中長期の価値創造に不可欠」『日経 ESG』4月号。
- ディスクロージャー & IR 総合研究所 (2022) 「「統合報告書発行状況調査2021」最終報告」(<https://rid.takaraprinting.jp/>)
- 古庄修編著 (2018) 『国際統合報告書論—市場の変化・制度の形成・企業の対応—』 同文館出版。
- 古庄修 (2019) 「持続可能な開発目標 (SDGs) と統合報告」『産業経営研究』第41号。